



## 九州成立中国帰国者支援・交流中心

きゅうしゅうちゅうごく きこくしゃしえん こうりゅうせんたー かいしよ  
九州中国帰国者支援・交流センター、開所される

六月一日，坐落于福岡市的“九州中国帰国者支援・交流中心”（以下简称九州中心）正式成立了。此中心是社团法人福岡县中国帰国者自立促進協議会接受厚生労働省の委託而成立的；作为支援交流中心，它也是继东京首都圏中心、大阪近畿中心之后的第三个中心。

九州中心所开展的业务为“日语学习支援业务”、“商谈业务”以及“交流业务”三项。其中日语学习支援业务所实行的是以地区性社会的交流、沟通，以及就业等为目的的日语走读课程；商谈业务是接待造访来客以及通过电话、书信等方法实现商谈目的的业务；同时，交流业务还积极提供生活及交流会等情报信息，并致力于为有语言障碍及因生活习惯不同而感到困难的帰国者营造彼此间的、还有与地区居民、义务工作者等人群之间的交流机会和环境。

另外，有关九州中心走读学习课程的详细内容以及各种商谈，请直接与九州中心联系。同时，居住在九州的帰国者，其远距离课程的学习，将一如既往地由首都中心负责。请将报名单寄至首都中心。



6月1日、福岡市に「九州中国帰国者支援・交流センター」(以下、九州センター)が開所されました。社団法人福岡県中国帰国者自立促進協議会が厚生労働省の委託を受けて開設したもので、支援・交流センターとしては東京の首都圏センター、大阪の近畿センターに続く三つ目のセンターとなります。

九州センターで実施される事業は「日本語学習支援事業」「相談事業」「交流事業」の三つです。日本語学習支援事業では、地域社会でのコミュニケーションや就労等を目的とした日本語を学ぶ通学課程が実施されています。相談事業では来所や電話・手紙等での相談に応じていくそうです。

また、交流事業では、生活や交流会等についての情報を積極的に提供し、言葉の問題や生活習慣の違いなどの困難を抱える帰国者が帰国者同士や地域住民、ボランティアなどと交流できるような場の提供も取り組みます。

なお、九州センターの通学 (2頁へ続く)

### 目 录/目 次

九州成立中国帰国者支援・交流中心/九州中国帰国者支援・交流センター、開所される・・・ 1～2  
 升学指导的季节今年又到来了！/今年も進路ガイドダンスの季節到来！・・・ 3～5

健康商谈室 / 健康相談室・・・ 5～8  
 新闻话语 / ニュースの言葉・・・ 9  
 岁时・焰火晚会 / 歳時・花火大会・・・ 10～11  
 新闻摘要 / ニュース記事から・・・ 11～13  
 编后记 / 編集後記・・・ 14

(1頁より) 学習課程の詳細、各種相談等は、九州センターまでお問い合わせ下さい。また、九州にお住まいの帰国者の方→



### 九州中心所長の致辞

大家好！炎热的日子一天接着一天，各位是否安康呢？

“九州中国帰国者支援・交流中心”以支援各位中国帰国者为目的而成立，我便是被任命为所长的田中大介。

我出生于昭和 15 年，上一次战争爆发时，幼小的我虽然身在国内，可是空袭时的那种恐怖，至今仍然无法遗忘。同时，我的年龄也碰巧与成为中国残留孤儿的人们相仿，今天能参与九州中国帰国者支援・交流中心的业务，让我感到中国帰国者问题也是自己的切身问题。

战后，许多不幸被无情地遗留在中国、之后费尽千辛万苦、满怀希望地回到故国的中国残留孤儿，今天依然在吃苦。这是一件多么遗憾的事情啊！它让我越听越感到心痛。

我想，谋求解决这些问题，需要的是一种坚韧不拔的、始终如一的支援，它让我感到担在自己肩上的使命有多么沉重。

虽然我个人的力量微不足道，但是既然参与了这项业务，我就下定决心，为那些中国残留孤儿及其家人们，不懈并专心地谋求对自立的支援。

敬望各位能给予关照；同时，也敬请有关人员垂教和垂援。



九州中国帰国者支援・交流中心  
所 長 田 中 大 介

九州中国帰国者支援・交流センター

所 長 田 中 大 介

→々でも遠隔学習課程は今まで通り首都圏センターが担当しますので、ご応募は首都圏センター宛にお寄せください。



### 九州センター所長挨拶

皆さんこんにちは。暑い日が続いていますが如何お過ごしでしょうか。

私は、九州、福岡の地に中国帰国者の皆さん方を支援していく目的で開設された「九州中国帰国者支援・交流センター」の所長を拜命した田中大介です。

私は、昭和 15 年（1940 年）生まれで、さきの大戦において、幼少期は内地ではありましたが、空襲の怖さを今も忘れることはできません。また、奇しくも中国残留孤儿となった方々と年代も近く、この支援・交流センターの業務に携わることとなり、中国帰国者問題をとても身近なものとして受け止めています。

戦後、不幸にして中国に残留を余儀なくされ、やっとなのおもいで希望に満ちて故国日本に帰国してきた中国残留邦人の方々の多くが、今も大変ご苦労されていることは、とても残念なことであり聞けば聞くほど胸の痛くなるものであります。

このような問題の解消を図っていくためには、やはりねばり強く、継続的な支援が必要であろうと思ひますし、その使命の重さを痛感する次第であります。

この業務に関わっていくに当たり、私自身、もともと微力ではございますが、この中国残留邦人及びその親族等の方々の自立支援に向けて鋭意努めて参る覚悟でございます。

なにぶんともよろしくお願ひ申し上げますとともに、関係の皆様方のご指導、ご支援を賜りますようよろしくお願ひします。

# 升学指导的季节今年又到来了！

## 今年も進路ガイダンスの季節到来！

去年七月、本刊在第五期通过专集给大家介绍的、面向中国归国者、外国中学生及其监护人的升学指导活动，今年又将开始。指导内容涉及日本的教育制度及高中入学考试、学费说明、在校高中生作为学长谈个人体验以及个别商谈等，并配备有居住在当地的、人数较多的外国居民所使用母语的语言翻译。

这样的升学指导已经在静岡县的滨松市以及东京都实施过一次。现通知您今后将在如下时间、地点实施升学指南（大致按各都道府实施日期的近远顺序登載）。敬请拥有中学生及初中毕业、希望升入高中的孩子・孙子的归国者，与相关单位取得联系。



昨年7月の本誌第5号の特集記事でお伝えした、中国帰国者や外国人の中学生とその保護者のための進路ガイダンスが今年も行われるようです。内容は日本の教育制度や高校入試、学費の説明、先輩の現役高校生談話、個別の相談などで、その地域に多い外国人住民の母語による通訳がつかます。

すでに静岡県の浜松市、東京都では1回目（実施されていますが、これからの実施予定を以下のとおりお知らせ（概ね開催月日の近い都道府県順に掲載）します。中学生あるいは中卒で進学希望のお子さん・お孫さんをお持ちの帰国者の皆さん、ぜひ連絡をとって下さい。

### 2004年度面向中国归国者・外国人的高中升学指导信息

2004年度における中国帰国者・外国人の高校進学のための進路ガイダンス情報

按①日期时间与地点 / ②媒介语言 / ③主办单位（因篇幅所限省略合作人员及后援人员名称） / ④联络方式 顺序登載

①日時と場所 / ②媒介言語 / ③主催者（紙面の都合で協力者、後援者等は省略） / ④連絡先の順

#### ◆大阪府

“多文化升学指导”  
「多文化進路ガイダンス」

（大阪市）（大阪市）

① 7月21日（星期三）、大阪府立長吉高校

／大约10月（详细情况未定）

④ 多文化共生センター・大阪（TEL:06-4395-1377）

（北河内同盟）（北河内ブロック）

① 10月16日（星期六）13:00～、寝屋川市市民会館

③ 寝屋川市国際交流協会（TEL:072-811-5935）

（三島同盟）（三島ブロック）

① 6月19日（星期六）13:00～、茨木市市民総合センター／大约10月

④ 茨木市国際親善都市協会（TEL:0726-20-1604）  
（丰能同盟）（豊能ブロック）

① 未定

④ とよなか国際交流協会（TEL:06-6843-4343）

（中河内同盟）（中河内ブロック）

① 未定

④ 八尾市国際交流センター（TEL:0729-24-3331）

（南河内同盟）（南河内ブロック）

① 将在秋季实施两次（详细情况未定）

④ とんだばやし国際交流協会（TEL:0721-24-2622）

（泉北同盟）（泉北ブロック）

① 11月14日（星期日）

④ 堺・パークレー協会（TEL:072-222-7343）

(泉南同盟) (泉南ブロック)

- ①未定
- ④かいづか国際交流協会(TEL:0724-23-2151)

◆福岡県

第二次“面向不以日语为母语的中学生及其监护人的高中升学指导”(暂名)

第2回「日本語を母語としない中学生と保護者への高校進学ガイダンス」(仮称)

- ①8月初(1日或8日 因会场关系还未确定)
- ④ともに生きる街ふくおかの会・吉谷武志(〒812-8581福岡市東区箱崎6-19-1九州大学大学院人間環境学研究院教育学部門異文化間教育研究室、TEL&FAX:092-642-3150)

◆北海道

“面向外国人・归国学生的升学・就业说明会”

「外国人・帰国生徒のための進路説明会」

- ①8月7日(星期六)13:00~16:00、厚別区民センター(札幌市厚別区厚別中央1条5-3-14、TEL:011-894-1581)
- ②汉语、英语、俄语
- ※发升学・就业指导小册子(附注日语假名。并附有汉语、英语和俄语对译)
- ③札幌子ども日本語クラブ
- ④札幌子ども日本語クラブ(代表:中垣正史、〒060-0003札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館12階北方圏センター内、TEL:011-231-3392、FAX:011-231-3666、Email:homas@siren.ocn.ne.jp)

◆埼玉县

“面向外国人的高中升学指导” “外国人のための高校進学ガイダンス”

- ①8月28日(星期六)13:00~16:00、さいたま文学館・桶川市民ホール/9月5日(星期日)13:00~16:00、所沢市役所

- 8階大ホール/10月3日(星期日)13:00~16:00、越谷市中央市民会館
- ③彩の国さいたま国際交流・協力ネットワーク、各会場実行委員会
- ④埼玉県国際交流協会事業課(伊藤TEL:048-833-2992、FAX:048-833-3291)

※请事前通过传真报名(写明您的姓名、电话号码、居住地所在的市町村名、年级、出生国名、希望参加的会场所在地以及是否希望配备翻译)

◆奈良县

“第七次面向在日外国中学生的升学指导”

「第7回在日外国人中学生のための高校進学ガイダンス」

- ①9月18日(星期六)18:30 橿原市内(未定)/9月25日(星期六)18:30~、奈良市春日中学校
- ②汉语、葡萄牙语、西班牙语、泰语、菲律宾语、韩语・朝鲜语、英语
- ④奈良県外国人教育研究会(TEL:0742-62-5555、Email:taku-yu@m5.kcn.ne.jp)

※为确保能配备到翻译,最好是提前报名

◆千叶县

“面向不以日语为母语的监护人及其子女的升学・就业指导2004 in CHIBA”

「日本語を母語としない親と子どものための進路ガイダンス2004 in CHIBA」

- ①9月26日(星期日)13:30~16:30、市川市立第七中学校/10月3日(星期日)13:30~16:30、千葉大学けやき会館/10月10日(星期日)13:30~16:30、松戸市市民会館
- ②汉语、韩语・朝鲜语、葡萄牙语、西班牙语、菲律宾语、泰语、英语、波斯语(如事前申请、可配备其它语种的翻译)
- ③「日本語を母語としない親と子どものための進路ガイダンス2004 in CHIBA」実行委員会

④ 房総日本語ボランティアネットワーク（長澤 TEL:043-290-2568、白谷 TEL:043-424-4364）

◆ 東京都

“面向不以日语为母语的父母子女的高中升学指导”

「日本語を母語としない親子のための高校進学ガイダンス」

① 予定 10 月上旬実施

## 健康商談室 / 打预防针

### 何谓预防针？

所谓预防针，是指针对没有罹患的疾病，通过打针将疫苗(预防接种液)接种到人体内，从而人为地制造对于疾病的抵抗力(免疫力)、以抵御疾病。

疫苗，是将作为疾病成因的病毒、细菌等病原体以及病原体所产生的毒素减弱以后制成的。

另外，源于病原体性质上的差异，有些疫苗是无法制成的。

### 预防针的种类

现在日本法定接种的一般性疫苗，是根据预防接种法所规定出来的。它有白喉、百日咳、脊髓灰质炎(小儿麻痹)、麻疹、风疹、日本脑炎、破伤风、流感以及根据结核病预防法所规定的结核菌素・卡介苗疫苗。

这些法定预防针，可以免费注射(有关流感疫苗的接种费，除了领取生活保护费的人以外，一般都需要自己负担)；法定外预防针的任意注射，须自费。另外，即使是法定疫苗，如果被接种者在所限年龄以外的期间、以及在不实施预防注射工作的医疗机构进行接种，就将被看成是任意接种而须自己负担所需费用。

以上各种疫苗的接种对象、年龄及接种方法如下：

另外，有关具体的注射日期及期间，由各地市、区、村、町自行决定。

#### 1 百日咳

出生后 3 至 90 个月之间的孩子(基准是：在出生后 3 至 12 个月之间、以 3 ~ 8 个星期

② 英语、汉语、韩语・朝鲜语、菲律宾语、西班牙语、泰语

③ 多文化共生センター・東京 21、カトリック東京国際センター、世界の子どもと手をつなぐ学生の会、外国籍市民の人権を考える八王子の会

④ 関口(TEL・FAX:03-5825-1290)、豊島(TEL・FAX:0426-64-1656) ※联络方式只限日语

Email:cmia-tk@tctv.ne.jp

## 健康相談室 / 予防接種

### 予防接種とは？

予防接種とは、まだ罹っていない病気に  
対して、ワクチン(予防接種液)を注射な  
どにより体に接種して、その病気に対する  
抵抗力(免疫)を人工的に作り、その病  
気にかからないようにするものです。

ワクチンは、病気の原因となるウイルス、  
細菌などの病原体や病原体の出す毒素  
の力を弱めて作ります。

なお、病原体の性質によってはワクチン  
がつかれないものもあります。

### 予防接種の種類

現在の日本の法律で定められている一般  
的な予防接種には、予防接種法に基づくジ  
フテリア、百日せき、急性灰白髄炎(ポ  
リオ)、麻疹(はしか)、風しん(三日ばしか)、  
日本脳炎、破傷風、インフルエンザと結核  
予防法に基づくツベルクリン・BCGがあり  
ます。

これらの法定の予防接種は無料(インフ  
ルエンザについては、生活保護受給者を除  
き自己負担金あり)ですが、法定外の任意の  
予防接種は有料です。また、法定の予防接  
種でも、対象年齢以外の期間や実施医療  
機関以外の場所で接種を受けた場合は任意  
の接種として扱われ、有料となります。

为间隔打三针、在打完第三针的 12~18 个月以后，补打一针。）

### 2 白喉以及破伤风

①出生后 3 至 90 个月之间的孩子（其基准与“百日咳”相同）、②11 周岁以上、不满 13 周岁的孩子（基准为小学六年级）

※关于“百日咳”与“白喉、破伤风”中的①，原则上通过接种三种混合疫苗（DPT）来预防。另外，关于“白喉、破伤风”中的②，则是通过接种两种混合疫苗（DT）来进行预防。

### 3 脊髓灰质炎（小儿麻痹）

出生后 3 至 90 个月之间的孩子（基准为出生后 3 至 18 个月之间的孩子）以 6 个星期为间隔打两针

### 4 麻疹

出生后 12 至 90 个月之间的孩子（基准为出生后 12 至 15 个月之间的孩子）

### 5 风疹

出生后 12 至 90 个月之间的孩子（基准为出生后 12 至 36 个月之间的孩子）另外，到 2003 年 9 月为止，12 至不满 16 周岁的人，亦在接种对象内。

### 6 日本脑炎

①出生后 6 至 90 个月之间的孩子（基准为 3 或 4 岁的孩子）②9 周岁以上不满 13 周岁的人（基准为小学 4 年级）③14 周岁以上不满 16 周岁的人（基准为中学 2 年级）关于①，需要以 1 ~ 4 个星期为间隔打两针；在打完第二针的大约一年以后，补打一针。



これらの予防接種の対象年齢と接種方法は、次のとおりとなっています。

なお、具体的な実施期日や期間については、各市区町村ごとに決められています。

### 1 百日せき

生後 3 か月から生後 90 か月までの者（標準は生後 3 か月から生後 12 か月までの者に 3 ~ 8 週間の間隔を置いて 3 回、3 回目終了後 12 ~ 18 か月を経過した者に 1 回接種）。

### 2 ジフテリア及び破傷風

①生後 3 か月から生後 90 か月までの者（標準は「百日せき」と同じ）、②11 歳以上 13 歳未満の者（標準は小学校 6 年生）。

※「百日せき」と「ジフテリア及び破傷風」の①については、三種混合ワクチン（DPT）により行うこと、また、「ジフテリア及び破傷風」の②については、二種混合ワクチン（DT）により行うことを原則としている。

### 3 急性灰白髄炎

生後 3 か月から生後 90 か月までの者（標準は、生後 3 か月から生後 18 か月までの者）。6 週間以上の間隔を置いて 2 回接種。

### 4 麻疹

生後 12 か月から生後 90 か月までの者（標準は、生後 12 か月から生後 15 か月までの者）。

### 5 風しん

生後 12 か月から生後 90 か月までの者（標準は生後 12 か月から生後 36 か月までの者）。

なお、2003 年 9 月までは、12 歳以上 16 歳未満の者も対象となっていました。

### 6 日本脳炎

### 7 流感

①65 周岁以上の人 ②60 周岁以上、不满 65 周岁、有心脏、肾脏、呼吸器官或是免疫功能障碍疾患の人。毎年打一針。

### 8 结核毒素试验・卡介苗

不满 4 周岁的孩子。根据结核毒素的注射实验，48 小时后结果显示呈阴性的人，须接种一针卡介苗。

还有，到 2003 年 3 月为止，小学 1 年级及中学 1 年级学生，亦在接种对象内。另外，将从 2005 年 4 月起，废除结核毒素实验，代之以直接接种卡介苗。



## 预防针与副作用

在接种疫苗的时候，有些人因为体质的关系，会出现接种部位红肿、以及发烧、全身出疹子等情况。另外，极少数人还会因接种疫苗而引发脑炎、脊髓炎，从而失去生命、或者是留下残疾。这些情况，被认为是打预防针带来的副作用。

有关这一问题，自 1948 年预防接种法及 1951 年结核病预防法制定以来，展开了各式各样的争论。另外，通过打预防针而发生的健康危害问题及由此引发的一系列集体诉讼，国家亦对相关法律进行了数次修定。

1994 年对预防接种法进行了如下修定：

①作为法律目的，在“为公共卫生的向上及增进做出贡献”的条文里，加进“谋求迅速地对因接种预防针疫苗而产生的健康危害进行救济”这一内容、②具体、细致地区分、规定不能接种预防针疫苗的条件、③在预防针疫苗的接种义务方面，将修定前的“务必接种预防针疫苗”，定位在“要尽可能地接种预防针疫苗”

①生後 6 か月から生後 9 0 か月までの者（標準は 3 歳及び 4 歳の者）、② 9 歳以上 13 歳未満の者（標準は小学校 4 年生）、③ 14 歳以上 16 歳未満の者（標準は中学校 2 年生）。①については、1～4 週間の間隔を置いて、2 回、2 回終了後おおむね 1 年を経過した者に 1 回接種。

### 7 インフルエンザ

① 65 歳以上の者、② 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓、呼吸器又は免疫の機能に障害を有する者。毎年度 1 回接種。

### 8 ツベルクリン・BCG

4 歳未満の者。ツベルクリン反応注射の 48 時間後の判定により陰性になった者に BCG を 1 回接種。

なお、2003 年 3 月までは、小学校 1 年生と中学校 1 年生も対象となっていました。また、2005 年 4 月からは、ツベルクリン反応検査を廃止し、BCG の直接接種を行うこととなりました。

### 予防接種と副反応

予防接種を行ったときには、体質によって接種部が赤く腫れたり、発熱したり、全身に発疹が出たりすることがあります。また、まれに脳炎、脊髓炎などを起こし、命を落したり障害を残したりする場合があります。これらは、予防接種の副反応（いわゆる副作用のこと）と考えられます。

この問題については、1948 年の予防接種法、1951 年の結核予防法制定以来、さまざまな議論が積み重ねられてきました。また、予防接種による健康被害の発生やそのことにもと基づく数々の集団訴訟などを経て、法改正も数次にわたり行われています。

1994 年の予防接種法改正では、①法の目的が改正前の「公衆衛生の向上及び増進に寄与する」に「予防接種による健康被害

这一层面上。预防接种法修定的结果是：打预防针时，若无本人或监护人同意，则无法接种预防针疫苗。

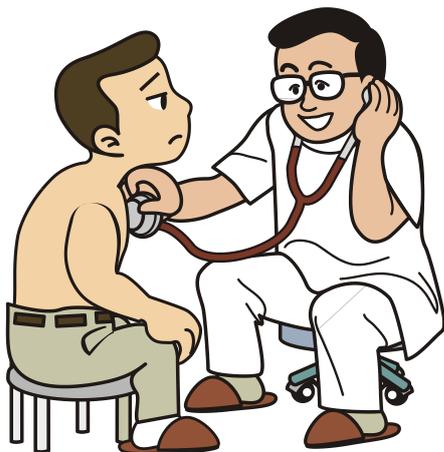
### 预防针疫苗的接种须自己承担责任！？

反过来说，打不打预防针，变成了最终还是得由本人或监护人来做抉择。并且，要是不打预防针，结果患上了那种疾病；或是打了预防针而不幸发生了健康危害，皆须由自己承担责任。

另外，对于因接种预防针疫苗而产生的健康危害，根据预防接种法、医药用品副作用受害救济・研究振兴调查机构法等法律，都制定有相关的救济措施。

因此，当您接到打预防针的通知时，请仔细阅读通知及小册子（有包括中文在内的外文版），充分了解打那种预防针的必要性及其副作用，是十分重要的。有疑问的话，就应向市区町村政府的负责科室进行询问、或是在打预防针的地方进行事前咨询。

另外，对体质、身体状况感到不安时，有必要在事前问一问经常就诊的医生。



の迅速な救済を図る」という内容が付け加えられ、②予防接種を行ってはならない場合が具体的に規定され、③予防接種を受ける義務について、改正前の「予防接種を受けなければならない」から「受けるように努めなければならない」となり、結果的には、本人又は保護者の同意がなければ一律に接種することができなくなりました。

### 予防接種も自己責任！？

裏を返せば、予防接種を受けるか否かは、最終的には本人又は保護者が決めなければならないこととなります。そして、予防接種を受けなかった結果、その病気にかかってしまった場合も、予防接種の結果、不幸にも健康被害にあった場合も、自己責任ということになります。

なお、予防接種による健康被害に対しては、予防接種法、医薬品副作用被害救济・研究振兴调查机构法などに基づく一定の救済措置があります。

したがって、予防接種の通知があったときには、その通知やパンフレット（中国語を始め外国語版もある）などをよく読んで、予防接種の必要性や副反応について十分に理解することが重要です。疑問点については、市区町村の担当課に照会するか、接種会場で事前に質問しましょう。

また、体質、体調などに不安がある場合には、事前にかかりつけの医師と相談することが必要です。



### 新闻话语 定额内无限制通讯

有些通过手机上网和发送电子邮件的“手机中毒者”，往往会有意无意地因为用得太多以致使每个月的通讯费用高达 2～3 万日元。利用手机上网和发送电子邮件，其费用是通过分割价（パケット代）来计算的。现在，一些电信公司为这些“手机中毒症”着想，推出了一种不用考虑分割价，在定额内可以无限制通讯的新型服务方式。au 的“EZフラット”以及 NTT ドコモの“パケ・ホーダイ”就属于这种类型。每月向 au 支付 4,200 元、向 NTT ドコモ支付 3,900 元，就可享受定额内无限制通讯服务。

但是，实际上有资格享受这种服务的人，局限在与 au 签订了第三代手机服务类型“CDMA 1XWIN”的合同人，以及向 NTT ドコモ支付的基础费用在 6,700 元以上的合同人之间。另外手机的通讯费用，在计算上除了上述费用以外，还包括超出基于各种不同服务方式而设定的、在基础费用内可以享受的免费通讯服务以外的通讯金额、各种附加机能的追加金额、以及收费网站所提供的情报信息费等。因此，请您注意千万不要过度使用手机。

#### ★ 最低限必要な費用

基本料金(FOMA) 6,700円	定额パケット代 3,900円
----------------------	-------------------

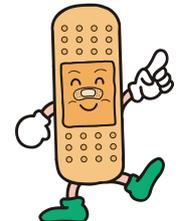
↑ i モード使用料 150円

基本料金(最も安い ぷらッソ S S の場合) 3,900円	定额パケット代 4,200円
--------------------------------------	-------------------

↑ E Z web使用料 300円

NTT ドコモ  
合計 10,750円

au  
合計 8,400円



#### ※ パケット通信

「パケット」とは小包のこと。ある情報を小さな単位(パケット)に分割し、相手に送る通信方式。どの会社でも同様の料金体系となっている。

### ニュースの言葉 定额使い放題

携帯電話でインターネットやメール通信をしている人の中にはつい使い過ぎて1か月の料金が2～3万円にもなってしまう「ケータイ中毒」の人もいます。携帯電話でのインターネットやメールの通信料はパケット単位で計算されます。このような人たちのために、パケット通信料を気にせずに通信ができる定额プランができました。auの「EZフラット」やNTTドコモの「パケ・ホーダイ」がそれです。auは月額4,200円で、NTTドコモは月額3,900円でパケット通信が使い放題になるのです。

しかし、実際にはこれらのプランを利用できるのは、auでは第3世代携帯電話サービス「CDMA 1XWIN」の契約者、NTTドコモでは「FOMA」の基本料金6,700円以上の契約者に限られています。また、携帯電話料金には、このほかに、基本料金のプランごとに設定された無料通話分を超えた通話料、付加機能使用料、有料サイトの情報料などが加算されますので、くれぐれも使い過ぎには注意しましょう。

しゅん か しゅう とう  
春 夏 秋 冬

《岁时》焰火晚会

日本夏季风景诗之一的“焰火晚会”，每一年都在各地举行。

关于焰火的起源，有诸多说法。但毫无疑问的是，现在焰火的主要原材料—火药，是中国人发明的。而日本的火药是在 1543 年，伴随着洋枪，经种子岛（たねがしま，位于鹿児島县）传入并开始使用的。

现在，世界各地都制造焰火、并且在各种各样的大型活动中，焰火往往被用于烘托气氛，点缀精华。其中，日本焰火的制造水平，居世界之冠。

日本焰火的种类很多，其中在焰火晚会上放升的是一种被称为“夜花火”的焰火。而这种夜花火，又拥有菊尖、牡丹、叶落、锦冠、椰树、虎尾、青蜂、土星以及连环等繁多的形状，其大小也不尽相同。现在焰火大会上所放升的、最大的 3 尺球（30 号球）焰火，其外圆直径约为 90 厘米、据说升空高度和烟花散开时的直径，都达到了 600 米。

今年也将在如下地区举行大规模的焰火晚会。敬请我们的读者，能在这些、以及您所居住地区举办的各种大、小焰火晚会上，观赏到美丽的焰火，让夏季的炎热，随着腾空的焰火逝去。

◎放升焰火数量最多的三个地区

- 1 35,000 颗 境町利根川焰火晚会（群馬县）/2004. 8. 14 举行
- 2 33,000 颗 諏訪湖节湖上焰火晚会（长野县）/2004. 8. 15 举行
- 3 30,000 颗 全国优选长良川中日焰火晚会（岐阜县）/2004. 7. 3 举行
- 3 30,000 颗 袋井远洲焰火晚会（静岡県）/2004. 8. 7 举行

◎观众人数（2003 年实际数字）

- 1 1,390,000 人 江戸川区焰火晚会（东京都）/2004. 8. 7 举行
- 2 1,150,000 人 关门海峡焰火晚会（福冈县）/2004. 8. 13 举行
- 3 950,000 人 隅田川焰火晚会（东京都）/2004. 7. 31 举行

《岁时》花火大会

日本の夏の風物詩の一つである「花火大会」は、毎年全国各地で催されています。

花火の起源には諸説がありますが、現在の花火の主要な原材料である火薬が発明されたのは中国であることは間違いありません。日本へは 1543 年に鉄砲とともに火薬が種子島（鹿児島県）に伝来したのが始まりです。

現在、世界各国で様々な花火が製造され、いろいろなイベントの演出に花火が大いに活用されています。その中で、日本の花火は世界一の水準に達しています。

日本の花火の種類は数多くありますが、そのうち花火大会などで使用されるのは打上花火のうちの夜花火です。この夜花火についても、菊先、牡丹、葉落、錦冠、やし、トウの尾、青蜂、土星、リングなどいろいろな形のものがあります。大きさも大小様々ですが、現在も花火大会で実際に打ち上げられているものの中で最大の 3 尺玉（30 号玉）の外径は約 90 cm で、開く高さの開いたときの直径はいずれも約 600 m にもなるといいます。

今年も、大規模な花火大会が次のように開催されますが、本誌読者の皆さんもこれらの花火大会や地元で開かれる大小の花火大会を鑑賞して、暑さを吹き飛ばしてみたいかがでしようか。

◎ 打上花火数のベスト 3

- 1 35,000 発 境町利根川花火大会（群馬県）/2004.8.14 開催
- 2 33,000 発 諏訪湖祭湖上花火大会（長野県）/2004.8.15 開催
- 3 30,000 発 全国選抜長良川中日花火大会（岐阜県）/2004.7.3 開催
- 3 30,000 発 ふくろい遠州の花火（静岡県）/2004.8.7 開催



## 新 聞 摘 要

(2004 年 4 月 17 日 ~ 6 月 16 日)

4 月 17 日 (星期六)

爱知県名古屋市“打出保育园”の孩子们、将他们绘制的《鲤鱼旗》画赠送给与同园缔结为友好关系的中国西安高新地区第一幼儿园。这幅《鲤鱼旗》画将由定于 24 日访问中国的园长夫妇带往中国。

4 月 19 日 (星期一)

18 日，在福冈县召开了“中国归国者九州联络会”创立总会。据此联络会透露，居住在九州的 600 名中国归国者中，已有 200 人加入了此会。

4 月 21 日 (星期三)

29 名居住在滋贺县及大阪府的中国残留孤儿，于 21 日向大阪地方裁判所提起了要求国家进行赔偿的索赔诉讼。

4 月 22 日 (星期四)

数位居住在东京都内的、志同道合的中国人，将在 4 月以内申请创立一个特定的、非营利性质的活动法人“东京中国人中心”（暂名），并定于五月正式开展活动。此法人将在东京都内的不同地点设置窗口，接受法律、医疗、教育、居住资格、就业、回国手续的办理等中文咨询・商谈的同时，也进行日本生活习惯及社会状况的教育工作。

4 月 22 日 (星期四)

大阪入国管理局 22 日表示对向大阪地方裁判所提起要求取消强制遣返命令、并获得胜诉的、居住在大阪市的中国女性林姓一家四人，不再上诉，并向其全家人颁发了特别滞留许可。

- ◎ 観客数 (2003 年実績)
- 1 1,390,000 人 江戸川区花火大会 (東京都) / 2004.8.7 開催
- 2 1,150,000 人 関門海峡花火大会 (福岡県) / 2004.8.13 開催
- 3 950,000 人 隅田川花火大会 (東京都) / 2004.7.31 開催



## ニ ュ ー ス 記 事 か ら

(2004 年 4 月 17 日 ~ 6 月 16 日)

4 月 17 日 (土)

愛知県名古屋市の打出保育園の園児が描いた「このぼりの絵」を、同園と友好関係を結んでいる中国西安高新地区第一幼稚園に贈る。この絵は、24 日に訪中する園長夫妻が持参する。

4 月 19 日 (月)

「中国帰国者九州連絡会」の設立総会が 18 日、福岡県で開催された。同連絡会によると、九州在住の中国帰国者約 600 人のうち約 200 人が加入している。

4 月 21 日 (水)

滋賀県、大阪府在住の中国残留孤儿 29 人が 21 日、大阪地裁に国家賠償訴訟を提訴した。

4 月 22 日 (木)

東京都内の中国人有志が、特定非営利活動法人「東京中国人センター」(仮称)の設立を 4 月中にも都に申請する。5 月には活動を始める予定で、都内数か所に窓口を設け、中国語で法律、医療、教育、在留資格、就労、帰国手続きなどの相談を受け付けるとともに、日本の生活習慣や社会事情の教育もする。

4 月 22 日 (木)

強制退去命令の取消しを求めて大阪地裁に提訴し、勝訴した大阪市在住の中国

同一天，被西日本入国管理中心拘留的林姓的丈夫，也获得了释放。

林姓为中国残留孤儿的女儿，但是为了寻找其母的血亲，冒充其他中国残留孤儿的家人来日，后将其丈夫及两个孩子接至日本，此事被大阪入国管理局揭穿。

4月24日(星期六)

到24日为止，日本辩护律师联盟认同了由“中国・养父母谢恩会”(神奈川横浜市)提出的、人权救济申述的正当性，并劝告政府积极采取措施以支援中国残留孤儿及其家人的生活。

4月28日(星期三)

居住在长野县的64名中国残留孤儿及一名离世孤儿的遗属(三名)，于28日向长野地方裁判所提出了要求国家进行赔偿的索赔诉讼。孤儿的遗属作为原告进行起诉，在同类诉讼中，还是头一回。

5月8日(星期六)

山形市从这个月开始，开设一个以居住在市内的外国孩子为对象的免费讲习所。其教育对象为5~20岁之间的儿童及学生、此讲习所由面向刚来日本不久的孩子的《日语学习班》、遵循学校教学所使用的语文、数学等五门课程的教科书而对儿童・学生进行辅导的《科目补习班》、以及面向希望升入高中的学生、对其进行应试学习指导并提供有关入学考试情报信息的《高中入学班》这三个班级组成。

5月24日(星期一)

据“中国残留日本人的继子・养子之家属支援联络会”24日透露的统计数据表明，因以中国残留孤儿等人的孩子之身份来到日本，而实际上并无血缘关系(养子・继子)而遭到勒令遣返的情况，在大阪府及九州，至少发生在9家共计33人身上。另外，在同一天，有关家属的代表在厚生劳动省召开记者招待会，请求政府“不要拆散我们的家庭”，并呼吁政府接受其渴望获得特别滞留许可的要求。



人女性の林さん一家4人に対し、大阪入国管理局は22日、控訴を断念し、全員に在留特別許可を出した。同日、西日本入国管理センターに1人だけ収容されていた林さんの夫が解放された。

林さんは、中国残留孤児の娘であるが、母親の肉親を捜そうと別の中国残留孤児の家族と偽って来日し、後に夫と子ども2人を呼び寄せたが、大阪入国管理局に摘発された。

4月24日(土)

日弁連は24日までに、「中国・養父母謝恩の会」(神奈川県横浜市)から出されていた人権救济の申立てを正当と認め、中国残留孤児とその家族に十分な生活支援策を取るよう国に勧告した。

4月28日(水)

長野県在住の中国残留孤児64人と死亡した孤児1人の遺族3人が28日、長野地裁に国家賠償訴訟を提訴した。孤児の遺族が原告になるのは、同様の訴訟で初めて。

5月8日(土)

山形市は今月から、市内在住の外国人の子どもを対象とした無料の学習教室を開講する。対象は5~20歳の児童や生徒で、来日間もない子どもを対象とした「日本語クラス」、児童や生徒に国語、数学などの5教科を通学先の教科書に沿って指導する「科目補習クラス」、高校進学を希望する者に、受験勉強の指導や入試に関する情報を提供する「高校進学クラス」の3クラス編成となる。

5月24日(月)

中国残留孤児などの子どもとして来日したのに、実子でない(養子や継子)として退去強制命令を受けたケースが、大阪府と九州で少なくとも9家族33人あることが24日、「中国残留日本人的の継子・養子

5月27日(星期四)

这一天,众议院议会表决、通过了重新制定有关针对非法滞留者的政策及难民认定制度等出入国管理法法案的决议。此法案将新增对非法滞留人员的罚款金额从30万日元,大幅度地提升至300万日元;对自首的非法滞留人员,采取不包括拘留手段在内的、只需简单的手续就可以让其离开日本的“出国命令制度”等内容。

5月27日(星期四)

26日,在东京都某处饭店举行了日中两国合拍的、由女演员田中丽奈主演的电视剧《美颜(メイイエン)~爱上世纪初~》的开机仪式。此电视剧讲述的是一个父亲为中国残留孤儿、母亲为日本人的日籍女主人公-陈美颜的爱情故事。拍成后,将于明年初在中国全国200多个电视台播放。

6月1日(星期二)

这一天举行了“九州中国帰国者支援・交流中心”(位于福冈县福冈市中央区县福祉中心内)建成仪式。此中国帰国者支援・交流中心是帮助归国者学习就业所必需的日语及电脑操作、进行生活商谈、并促成归国者与地区居民之间实现交流・沟通的设施,它也是继东京、大阪之后开设的第三个支援・交流中心。



の家族を支援する連絡会」のまとめで分かった。また、同日、関係家族の代表が厚生労働省内で記者会見し、「家族をばらばらにしないで」と在留特別許可を認めるよう訴えた。

5月27日(木)

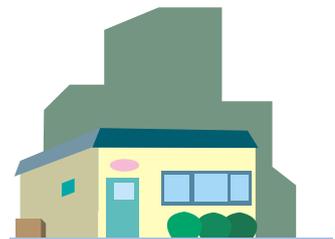
不法滞在者対策や難民認定制度の見直しを盛り込んだ改正出入国管理法が27日、衆院本会議で可決、成立した。不法滞在者に対する罰金額の上限を30万円から300万円に大幅に引き上げることや任意に出頭した不法滞在者については、身柄収容などを伴わない簡易手続きで出国させる「出国命令制度」を新設することなどが盛り込まれている。

5月27日(木)

女優の田中麗奈さんが主演する日中合作連続ドラマ「美颜(メイイエン)~爱上世纪初~」の製作発表が26日、東京都内のホテルで行われた。ドラマは、中国残留孤児の父と日本人の母を持つ陳美颜という日本人女性を主人公とした恋愛ストーリーで、来春から中国全土の200局以上で放送予定。

6月1日(火)

「九州中国帰国者支援・交流センター」(福岡県福岡市中央区の県社会福祉センター内)の開所式が1日、行われた。中国帰国者支援・交流センターは、就労に必要な日本語やパソコンの学習支援、生活相談、地域住民との交流支援などを行う施設で、東京、大阪に次いで3か所目の開所となる。



◆ 24 小时咨询接待电话 03-5807-3176

本中心 24 小时利用留守电话接待各种电话咨询。(学习日语咨询除外) 咨询的各位、请拨上述电话。首先听到日语和中国语的引导语、然后、简单讲述一下姓名、电话号(传真号)以及咨询内容。我们接到后、在几天之内会同你联系。另外、每件只能利用 3 分钟、这一点请注意。

◆ 日语学习咨询电话 03-5807-3178

关于日语学习的咨询、请直接同日语讲师商量。请在下记时间内来电话。

接待时间 星期二 15:15~17:15 / 星期五 10:00~12:00

《訂正》 《訂正》

第 11 号 及び 第 12 号 の 記事 に 次 の と お り 誤 り が あ り ま し た の で 、 お 詫 び し て 訂 正 し ま す 。  
第 11 及 第 12 号 里 面 有 如 下 的 错 误 之 处 ， 现 予 以 订 正 ， 敬 请 谅 解 。

訂正箇所	订正处	誤 誤	正 正
第 11 号 1 頁 左 段 本 文 上 か ら 9 行 目	第 11 号 1 頁 左 原 文 第 9 行	对 日 语	对 这 样 的 记 性
第 12 号 1 頁 左 段 本 文 上 か ら 14 行 目	第 12 号 1 頁 左 原 文 第 14 行	从 此 期 起 ，	在 此 期 ，

「编后记」

5 月 12 日 下 午 ， 一 名 女 士 给 本 中 心 打 来 电 话 ， 指 出 了 《 天 天 好 日 》 第 11 期 头 版 消 息 中 的 某 处 中 文 误 译 。 由 于 我 方 的 失 误 ， 电 话 在 途 中 断 了 ， 而 当 时 我 们 还 没 来 得 及 询 问 那 位 女 士 的 姓 名 及 联 络 方 式 ， 因 此 无 法 打 电 话 给 她 。 我 们 愿 意 告 诉 那 位 女 士 ， 关 于 您 所 指 出 的 误 译 之 处 ， 我 们 在 本 期 《 订 正 》 栏 目 里 进 行 了 纠 正 ； 同 时 由 于 我 方 的 失 误 ， 使 得 您 的 一 片 好 意 蒙 瑕 ， 我 们 在 此 深 表 歉 意 。 (K)



「編集後記」

5 月 12 日 午 後 ， 女 性 の 方 か ら 当 セ ン タ ー に お 電 話 を い た だ き ま し た 。 「 天 天 好 日 」 第 11 号 第 1 面 記 事 中 の 中 文 の 誤 訳 に つ い て の ご 指 摘 で し た 。 当 方 の 手 違 い で ， 途 中 で 電 話 が 切 れ て し ま い ま し た が ， そ の 時 点 で は ， そ の 女 性 の 方 の お 名 前 や ご 連 絡 先 を 伺 っ て お り ま せ ン で し た の で ， こ ち ら か ら 電 話 を かけ 直 す こ と が で き ま せ ン で し た 。 ご 指 摘 の 箇 所 に つ き ま し て は ， 今 号 の 「 訂 正 」 欄 で 対 応 さ せ て い た だ い た こ と を お 知 ら せ す る と と も に ， 当 方 の 手 違 い に よ り ， せ っ か く の ご 好 意 に も か か わ ら ず ， 大 変 ご 迷 惑 を お かけ し た こ と を ， こ の 場 を 借 り て お 詫 び 申 し 上 げ ま す 。 (K)

『天天好日』第 13 号 2004 年 7 月 15 日 発行  
〈天天好日の発行月：1・2・4・5・7・8・10・11 月〉  
編集発行  
中国帰国者支援・交流センター(首都圏センター)  
〒110-0015 東京都台東区東上野 1-2-13  
カーニープレイス新御徒町 6 階  
TEL: 03-5807-3171/FAX: 03-5807-3174  
E-mail: info@sien-center.or.jp  
http://www.sien-center.or.jp

近畿中国帰国者支援・交流センター(近畿センター)  
〒530-0026 大阪府大阪市北区神山町 11-12  
TEL: 06-6361-6114/FAX: 06-6361-2997  
E-mail: kinki-center@osaka.ywca.or.jp  
九州中国帰国者支援・交流センター(九州センター)  
〒810-0044 福岡県福岡市中央区六本松 1-2-22  
福岡県社会福祉センター 4 階  
TEL: 092-713-9988/FAX: 092-713-9987  
Email: kyushu-center@tiara.ocn.ne.jp